

○新潟県民会館条例施行規則

昭和 42 年 10 月 14 日
新潟県規則第 60 号

新潟県民会館条例施行規則をここに公布する。

新潟県民会館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県民会館条例(昭和 42 年新潟県条例第 36 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申込み)

第2条 条例第 6 条の規定により、新潟県民会館(以下「会館」という。)の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の使用の承認を受けようとする者は、使用申込書(別記第 1 号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の使用申込書は、次に掲げる施設等の区分に応じ当該各号に定める日から受け付ける。

(1) 大ホール、会議室及び楽屋並びにこれらの附属設備 使用しようとする日の 13 月前の日(その日が条例第 4 条に規定する休館日に当たるときは、その翌日。次号及び第 3 号において同じ。)

(2) ギャラリー及びその附属設備 使用しようとする日の 6 月前の日

(3) 小ホール及びその附属設備 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

ア 練習を目的として使用する場合(引き続き練習以外の目的で使用する場合及び引き続き、又は同時に練習以外の目的で大ホールを使用する場合を除く。)

使用しようとする日の 3 月前の日

イ アに掲げる練習を目的として使用する場合以外の場合 使用しようとする日の 13 月前の日

3 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、使用申込書を受け付けることができる。

(昭 54 規則 13・全改、昭 57 規則 28・平 5 規則 79・平 11 規則 25・平 17 規則 133・一部改正)

(使用の承認)

第 3 条 知事は、前条の規定による申込みがあつたときは、原則として申込みの順序により承認するものとする。

(昭 57 規則 28・平 17 規則 133・一部改正)

(使用承認書)

第 4 条 使用の承認は、後納を認めた場合を除くほか、使用料と引換えに申込者に対し使用承認書の交付をもつて行うものとする。

2 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設等を使用するときは、前項の使用承認書を係員に提示しなければならない。

(昭44規則14・昭54規則13・平17規則133・一部改正)

(使用の変更又は取消し)

第5条 使用者は、使用の変更をしようとするときは、使用変更承認申請書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前2条の規定は、知事が使用の変更に係る前項の申請書を受け付けた場合について準用する。

3 使用者は、使用の取消しをしようとするときは、使用取消届出書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(昭57規則28・平11規則25・平17規則133・一部改正)

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 使用目的外に使用しないこと。
- (2) 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸しないこと。
- (3) 現状を変更しないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が定める事項

(昭57規則28・一部改正、平17規則133・旧第7条繰上・一部改正)

(附属設備の使用料)

第7条 会館の附属設備の使用料は、別表のとおりとする。

(昭44規則14・追加、平17規則133・旧第8条繰上・一部改正)

(使用料の還付)

第8条 条例第10条ただし書の規定により、使用料を還付することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、当該場合に還付する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 災害その他の事故により会館の使用ができなくなった場合 使用料の全額
- (2) 使用しようとする日の6月前までに、大ホール及び楽屋並びにこれらの附属設備の使用の取消しを知事に申し出た場合(次号に掲げる場合を除く。) 使用料の2分の1に相当する額
- (3) 使用しようとする日の3月前までに、大ホール及び楽屋並びにこれらの附属設備の使用の取消しを知事に申し出た場合 使用料の5分の1に相当する額
- (4) 使用しようとする日の3月前までに、小ホール及び楽屋並びにこれらの附属設備の使用の取消しを知事に申し出た場合 使用料の2分の1に相当する額
- (5) 使用しようとする日の1月前までに、会議室及びその附属設備の使用の取消し

を知事に申し出た場合 使用料の10分の7に相当する額

(6) 使用しようとする日の3月前までに、ギャラリー及びその附属設備の使用の取消しを知事に申し出た場合 使用料の10分の7に相当する額

(7) 附属設備の変更を知事に申し出た場合

ア 変更後の附属設備の使用料の額が既に納めた附属設備の使用料の額以上のとき 既に納めた附属設備の使用料の全額

イ 変更後の附属設備の使用料の額が既に納めた附属設備の使用料の額未満のとき 変更後の附属設備の使用料に相当する額

2 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、第2条第3項の規定により受け付けた使用の申込みについては、使用しようとする日の1年前までに使用の取消しを知事に申し出た場合に限り、使用料を還付することができる。この場合において、還付する額は、使用料の2分の1に相当する額とする。

(昭54規則13・全改、昭57規則28・平11規則25・一部改正、平17規則133・旧第9条繰上・一部改正、平18規則51・一部改正)

(指定管理者による管理)

第9条 条例第13条第1項の規定により同項の指定管理者(以下「指定管理者」という。)に会館の管理を行わせる場合(以下「指定管理者による管理の場合」という。)における第2条第1項及び第3項、第3条、第5条並びに第6条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

2 指定管理者による管理の場合における第4条第1項の規定の適用については、同項中「使用料」とあるのは、「利用料金」とする。

3 指定管理者による管理の場合における別記第1号様式(その1)から別記第3号様式までの規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(平17規則133・追加)

(利用料金)

第10条 条例第15条第4項の規則で定める附属設備は別表に掲げるものとし、同項の規則で定める額は同表に定める額とする。

2 条例第15条第7項の規則で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、当該事由により免除する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 会館の設置の目的の達成に特に資するものであつて知事が別に定める場合知事が適当と認める額

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める場合指定管理者が適当と認める額

3 条例第15条第8項ただし書の規則で定める事由は第8条第1項各号に掲げる事由とし、当該事由により還付する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。この場

合において、同項各号中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

4 前項の規定により適用される第8条第1項第2号から第4号までの規定にかかわらず、第2条第3項の規定により受け付けた使用の申込みについては、使用しようとする日の1年前までに使用の取消しを指定管理者に申し出た場合に限り、利用料金を還付することができる。この場合において、還付する額は、利用料金の2分の1に相当する額とする。

(平17規則133・追加)

(指定管理者の指定の申請)

第11条 条例第16条第1項の規定による申請は、別記第4号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 会館の管理の業務に関する事業計画書
- (2) 当該法人その他の団体(以下「法人等」という。)に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平17規則133・追加)

(管理の細則)

第12条 条例及びこの規則に定めるもののほか、会館の管理に関し必要な事項は、知事が会館の管理を行う場合は知事が、指定管理者による管理の場合はあらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める。

(平11規則25・追加、平17規則133・旧第10条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、昭和42年10月16日から施行する。

附 則(昭和44年規則第14号)

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。ただし、この規則施行前に使用の承認を受けたものについては、なお、従前の使用料の額とする。

附 則(昭和45年規則第14号)

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和46年規則第13号)

- 1 この規則は、昭和46年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、すでに使用の承認を受けたものについては、改正前の使用料の額とする。

附 則(昭和47年規則第14号)

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、すでに承認を受けたものについては、改正前の使用料の額

とする。

附 則(昭和 49 年規則第 17 号)

- 1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行の際すでに使用の承認を受けている者に対する使用料の額については、なお従前の例による。

附 則(昭和 51 年規則第 73 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 54 年規則第 13 号)

- 1 この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の新潟県民会館条例施行規則第 2 条、第 9 条及び別表の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 56 年規則第 64 号)

この規則は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 28 号)

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年規則第 6 号)

- 1 この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の新潟県民会館条例施行規則別表の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(昭和 62 年規則第 7 号)

- 1 この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(平成元年規則第 18 号)

- 1 この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(平成 4 年規則第 22 号)

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(平成 5 年規則第 79 号)

この規則は、平成 6 年 1 月 4 日から施行する。

附 則(平成 6 年規則第 23 号)

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年規則第 13 号)

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(平成 11 年規則第 25 号)

この規則は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 75 号)

- 1 この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の公布の日前に使用の承認を受けている者の当該承認に係る使用料の額については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年規則第 133 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中新潟県港湾管理条例施行規則第 14 条の 2 及び別記第 16 号様式の改正、第 2 条中新潟県民会館条例施行規則第 11 条及び別記第 4 号様式を加える改正、第 4 条中新潟県立自然科学館条例施行規則第 7 条及び別記第 3 号様式を加える改正、第 6 条の規定、第 8 条中新潟ユニゾンプラザ規則第 11 条及び別記第 4 号様式を加える改正、第 9 条中新潟県万代島駐車場規則第 5 条及び別記様式を加える改正並びに第 10 条中新潟コンベンションセンター等規則第 12 条及び別記第 4 号様式を加える改正は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 51 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第 8 条の規定は、この規則の施行の日以後に使用の承認を受ける者について適用し、同日前に使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表(第7条、第10条関係)

(平11規則25・全改、平15規則75・平17規則133・一部改正)

| 設 備 品 名 | | 使用料 | | 備 考 |
|----------------|--------------|-------|--------|-------------------|
| | | 単位 | 金額(円) | |
| 大ホール舞台 | 映写スクリーン | 1式 | 2,310 | 所作台を含まない。 花台付き |
| | しや幕 | 1張 | 1,150 | |
| | 大黒幕 | 〃 | 1,150 | |
| | 暗転幕 | 〃 | 1,150 | |
| | 第1中割幕 | 〃 | 1,150 | |
| | 第2中割幕 | 〃 | 1,150 | |
| | 浅黄幕 | 〃 | 1,150 | |
| | 第1せり上げ装置 | 1基 | 2,310 | |
| | 第2せり上げ装置 | 〃 | 2,310 | |
| | ピアノせり上げ装置 | 〃 | 1,150 | |
| | オーケストラせり上げ装置 | 〃 | 6,990 | |
| | 音響反射板 | 1式 | 6,990 | |
| | 松羽目 | 〃 | 2,310 | |
| | 仮設花道 | 〃 | 5,840 | |
| | 能舞台 | 〃 | 14,600 | |
| | 所作台 | 1枚 | 410 | |
| | つりバトン | 1本 | 230 | |
| | 平台(大) | 1台 | 410 | |
| | キャスター付き平台(小) | 〃 | 410 | |
| | キャスター付き平台(中) | 〃 | 750 | |
| キャスター付き平台(大) | 〃 | 990 | | |
| バレエ用マット | 1式 | 5,780 | | |
| 演台(大) | 1卓 | 1,850 | | |
| 小ホール舞台 | しや幕 | 1張 | 750 | |
| | 大黒幕 | 〃 | 750 | |
| | 暗転幕 | 〃 | 750 | |
| | 松羽目 | 1式 | 1,150 | |
| | 所作台 | 1枚 | 350 | |
| | つりバトン | 1本 | 180 | |
| 大・小ホール 舞台共通 | 開き足 | 1脚 | 180 | |
| | 箱足 | 1個 | 180 | |
| | メクリ台 | 1台 | 110 | |
| | 人形立て | 1本 | 180 | |
| | 平台(中) | 1台 | 230 | |
| | 平台(小) | 〃 | 120 | |
| | 階段(大) | 〃 | 360 | |

| | | | | |
|--------|-------------------|----|-------|----------------|
| | 階段(小) | 〃 | 120 | |
| | 山台用毛せん | 1枚 | 750 | |
| | 山台用座ぶとん | 〃 | 230 | |
| | 上敷き | 1巻 | 1,150 | |
| | 金びようぶ | 半双 | 1,150 | |
| | 銀びようぶ | 〃 | 1,150 | |
| | 鳥の子びようぶ | 〃 | 1,150 | |
| | 大太鼓 | 1個 | 1,150 | |
| | 指揮台 | 1台 | 410 | 指揮者用譜面 |
| | 譜面台 | 1本 | 180 | 台付き |
| | 譜面台用ランプ | 1個 | 180 | |
| | オーケストラ用いす | 1脚 | 110 | |
| | 討議用テーブル | 1卓 | 1,150 | |
| | 演台(中) | 〃 | 1,150 | 花台付き |
| | 演台(座) | 〃 | 1,150 | |
| | 解説台(立) | 〃 | 990 | |
| | 解説台(座) | 〃 | 640 | |
| | 長机 | 〃 | 230 | |
| | 姿見 | 1面 | 1,150 | |
| 大ホール照明 | 調光装置 | 1式 | 6,980 | |
| | 作業灯 | 〃 | 1,150 | |
| | 反射板ライト | 〃 | 3,460 | |
| | ボーダーライト | 1列 | 1,150 | カラーフィルターを含まない。 |
| | アッパー Horizont ライト | 〃 | 2,310 | 〃 |
| | ローア Horizont ライト | 〃 | 2,310 | 〃 |
| | フットライト | 〃 | 1,150 | 〃 |
| | ピンスポットライト | 1台 | 3,530 | 〃 |
| | スポットライト(2キロワット以上) | 〃 | 350 | 〃 |
| 小ホール照明 | 調光装置 | 1式 | 3,530 | |
| | 作業灯 | 〃 | 750 | |
| | ボーダーライト | 1列 | 750 | カラーフィルターを含まない。 |
| | アッパー Horizont ライト | 〃 | 750 | 〃 |
| | ローア Horizont ライト | 〃 | 750 | 〃 |
| | ピンスポットライト | 1台 | 1,120 | 〃 |

| | | | | |
|-------------------|---------------------------|--------|-------|----------------|
| 大・小ホール 照明共通 | ストリップライト(1.8メートル) | 1本 | 410 | カラーフィルターを含まない。 |
| | スタンド | 〃 | 230 | |
| | R型ベース | 〃 | 180 | |
| | エフェクトマシンA | 1台 | 1,380 | スポットライト付き |
| | エフェクトマシンB | 〃 | 1,150 | |
| | ストロボスコープ | 〃 | 2,310 | |
| | ミラーボール | 〃 | 1,150 | |
| | ブラックライト | 1本 | 410 | |
| | スライドキャリア | 1個 | 750 | |
| | 種板 | 1枚 | 300 | |
| | サキダマ | 1個 | 230 | |
| | スポットライト(1キロワット以上2キロワット未満) | 1台 | 230 | カラーフィルターを含まない。 |
| スポットライト(1キロワット未満) | 〃 | 160 | 〃 | |
| 映写 | 映写機16ミリ(大ホール) | 1台 | 5,840 | |
| | 映写機16ミリ(小ホール) | 〃 | 4,680 | |
| | スライド機 | 〃 | 1,150 | |
| | オーバーヘッドプロジェクター | 〃 | 1,150 | |
| | 可搬式映写スクリーン | 1式 | 410 | |
| 大ホール音響 | 拡声装置 | 1式 | 6,990 | アナウンスマイク付き |
| | エレベーター | 1基 | 1,150 | |
| | 効果用スピーカー | 1台 | 750 | |
| | マルチシステム | 1式 | 7,280 | |
| 小ホール音響 | 拡声装置 | 1式 | 3,530 | アナウンスマイク付き |
| | マルチシステム | 〃 | 2,430 | |
| 大・小ホール 音響共通 | ワイヤレス送受信装置 | 1チャンネル | 2,310 | |
| | CDプレイヤー | 1台 | 1,150 | |
| | インカムセット | 〃 | 1,150 | |
| | オープン式テープレコーダー | 〃 | 1,910 | |
| | カセット式テープレコーダー | 〃 | 1,150 | |
| | MDデッキ | 〃 | 1,150 | |
| | DAT | 〃 | 1,910 | |
| | 16CHコンソール | 1式 | 1,970 | |

| | | | | |
|-------|--------------|--------|--------|----------|
| | 8CHコンソール | 〃 | 1,060 | |
| | モニタースピーカー(大) | 1台 | 2,190 | |
| | モニタースピーカー(中) | 〃 | 1,450 | |
| | モニタースピーカー(小) | 〃 | 990 | |
| | マイクロホン | 1本 | 1,150 | |
| | マイクスタンド | 〃 | 410 | |
| | 特殊機器 | 1台 | 1,450 | |
| | 持込機器用テーブル | 〃 | 750 | |
| | スピーカー台 | 〃 | 990 | |
| 楽器 | スタンウェイピアノ | 1台 | 14,000 | |
| | ベーゼンドルファーピアノ | 〃 | 9,360 | |
| | 国産グランドピアノ | 〃 | 4,680 | |
| | アップライトピアノ | 〃 | 3,530 | |
| ギャラリー | 展示パネル | 1枚 | 180 | |
| | 展示品置台 | 1台 | 100 | |
| | スポットライト | 〃 | 200 | |
| その他共通 | 移動用拡声装置 | 1式 | 2,880 | |
| | レーザーポインター | 1個 | 160 | |
| | 自立式展示パネル | 1枚 | 60 | |
| 持込み機器 | 照明機器 | 1キロワット | 160 | |
| | 音響機器 | 1口 | 160 | |
| | その他 | 1台 | 160 | 1キロワット以内 |

注

- 1 使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時までを各1回として算定する。ただし、ギャラリーにおける付属設備の使用については、午前9時から午後5時までを1回とする。
- 2 使用時間が1に定める使用時間に満たない場合でも、時間割計算は行わない。